

令和 7 年度市民税・府民税・森林環境税特別徴収のしおり

◎特別徴収一斉指定の取り組み

※近畿 2 府 4 県の全市町村では、法令遵守とともに、納税者の利便性の向上及び税収の安定確保を図るため、原則としてすべての事業主（給与支払者）の方を特別徴収義務者として指定しています。下記 a～d の普通徴収への切替理由に該当しない場合は、特別徴収の対象となります。個人住民税の特別徴収の徹底に関する取り組みについて、ご理解とご協力をお願いします。

- a 退職者または給与支払報告書を提出した年の 5 月 31 日までの退職予定者
- b 給与が少なく、個人住民税等を特別徴収しきれない者
- c 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
- d 他から支給される給与から個人住民税等が特別徴収されている者（乙欄適用者）

※なお、普通徴収への切替理由に該当する事実がある場合には、給与所得者異動届出書をご提出いただきますようお願いいたします。

◎本市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム（eLTAX）で次のサービスがご利用できます。

- ① 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）の作成提出
- ② 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出
- ③ 特別徴収への切替届出（依頼）書の提出
- ④ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の提出
- ⑤ 特別徴収税額（決定・変更）通知の電子データでの受取り
- ⑥ 特別徴収税額の電子納税（地方税共通納税システム）

詳しくは、eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



大阪狭山市 総務部 税務グループ

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2 3 8 4 番地の 1

TEL : 072-349-9402（税額に関すること）

072-349-9400（納入に関すること）

市町村コード：272311



目 次

■特別徴収制度について

■特別徴収事務について

1. 納入方法
2. 納期限
3. 納税義務者の異動
4. 退職者の一括徴収
5. 所在地・名称等の変更
6. 徴収税額等の変更
7. 納期の特例

■課税の対象者等について

1. 課税される人（納税義務者）
2. 課税されない人

■退職所得の市民税・府民税の特別徴収

1. 退職所得と市民税・府民税
2. 対象となる人
3. 税額の計算方法
4. 『退職所得等の分離課税に係る納入申告書』の記入上の注意点

■市民税・府民税・森林環境税の算出方法

■給与所得者異動届出書の記入のしかた

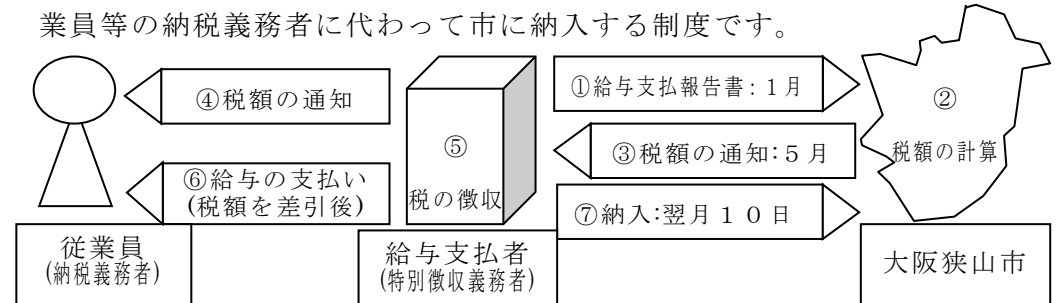
■給与所得者異動届出書の記入例

■各種様式

- ◎給与所得者異動届出書
- ◎特別徴収義務者所在地・名称変更届出書
- ◎特別徴収切替依頼書
- ◎市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

■特別徴収制度について

特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に毎月の給与から市民税・府民税・森林環境税を差し引いて、従業員等の納税義務者に代わって市に納入する制度です。



■特別徴収事務について

1. 納入方法

- ① 令和7年6月分（年度途中で通知書を受け取った場合は、その通知書に徴収金額が記入されている最初の月分）から令和8年5月分まで、毎月給与支払いの際に各人の市民税・府民税・森林環境税の月割額を徴収し、取りまとめて納入してください。

- ② 納税義務者が、年の途中で本市から他の市町村へ転出されても、令和8年5月分までは、本市へ納入してください。

2. 納期限

- ① 納期限は、月割額を徴収していただいた翌月10日（この日が金融機関の非営業日の場合は翌営業日）です。
- ② 納期限までに納入されない場合、延滞金及び督促手数料を負担していただきますので、必ず期限内に納めるようにしてください。

3. 納税義務者の異動（記入例を参照）

① 転勤等の場合（P.12 参照）

転勤等により勤務先が変わった場合、納税義務者が新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを希望した場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、必要事項を記入した『給与所得者異動届出書』を転勤等のあった翌月10日までに提出してください。

② 退職等の場合（P.13 参照）

特別徴収の方法によって納税している人が、退職等により特別徴収ができなくなった場合、特別徴収税額のうち、給与から徴収できなくなった税額を普通徴収の方法で納税義務者から直接納めていただきます。この場合、退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動年月日、異動事由等を記入した『給与所得者異動届出書』を給与の支払いを受けなくなった月の翌月10日までに提出してください。

※『給与所得者異動届出書』の提出がないと特別徴収義務者の滞納扱いとなり、あとで納税義務者にもご迷惑がかかる原因となりますので、すみやかに提出してください。

③ 就職の場合（P.17 参照）

新しく従業員が就職された場合は、『特別徴収切替依頼書』を提出していただければ、特別徴収に切替します。その場合普通徴収で何期まで納めていただいているか、特別徴収を何月から開始するかを記入してください。普通徴収の納期が到

来したものや過去の年度の課税分については、特別徴収に切替できませんので、ご注意ください。

4. 退職者の一括徴収（P.14 参照）

① 退職等により、残税額を給与または退職手当等から一括徴収していただいた場合は、他の納税義務者の月割額と併せて納入してください。この場合、納入書の『納入金額(1)』欄の金額を横線で抹消し、『納入金額(2)』欄に、一括徴収された税額と他の納税義務者の税額との合計を記入してください。

② 退職される方の残税額は、できる限り退職時に一括徴収し、納入していただくようご協力ください。

5. 所在地・名称等の変更（P.16）

特別徴収義務者が、所在地・名称等を変更した場合は、『特別徴収義務者所在地・名称変更届出書』を提出してください。

6. 徴収税額等の変更

徴収税額等を変更した場合は『特別徴収税額の変更通知書』及び納入書を送付しますので、その通知書の金額で徴収し、納入してください。

7. 納期の特例 (P.18)

給与の支払いを受ける人が常時10人未満である場合は、6月30日までに承認を受けることで、特別徴収税額の6月分から11月分は12月10日、12月分から翌年5月分は翌年6月10日を納期限とすることができます。「市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」の提出が必要です。

詳しくは、お問い合わせください。

■課税の対象者等について

＜市民税・府民税＞

1. 課税される人（納税義務者）

- ① 令和7年1月1日現在、本市に住所のある人
- ② 令和7年1月1日現在、本市に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷がある人（均等割のみ課税）

2. 課税されない人

- ① 均等割と所得割のかからない人
 - ア. 生活保護法によって生活扶助を受けている人
 - イ. 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に換算すると204万4千円未満）の人

※ア・イともに令和7年1月1日現在の状況
 - ② 均等割のかからない人
- 令和6年中の合計所得金額が32万円（同一生計配偶者及

び扶養親族がある場合は、その人数に32万円を乗じ19万円を加算した金額を加算）+10万円以下の人

※市町村により基準が異なります。

③ 所得割のかからない人

令和6年中の総所得金額等の合計額が35万円（同一生計配偶者及び扶養親族がある場合は、その人数に35万円を乗じ32万円を加算した金額を加算）+10万円以下の人

＜森林環境税＞

1. 課税される人（納税義務者）

令和7年1月1日現在、本市に住所のある人

2. 課税されない人

- ① 生活保護法によって生活扶助を受けている人
 - ② 障害者・未成年者・寡婦またはひとり親で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に換算すると204万4千円未満）の人
- ※①・②ともに令和7年1月1日現在の状況
- ③ 令和6年中の合計所得金額が31.5万円（同一生計配偶者及び扶養親族がある場合は、その人数に31.5万円を乗じ18.9万円を加算した金額を加算）+10万円以下の人

■退職所得の市民税・府民税の特別徴収

1. 退職所得と市民税・府民税

- ① 退職所得とは、退職金や一時恩給など、退職に際して勤務

先から一時に受ける給与、倒産のため退職せざるを得なくなった勤労者に対して弁済される未払賃金や、社会保険または共済制度に基づいて支給される一時金など（以下『退職手当等』という）をいいます。

② 退職手当等に係る市民税・府民税は他の所得と分離して、所得税と同様に支払われる月に特別徴収し、その月の給与所得の市民税・府民税月割額と併せて、翌月の10日までに納入してください。

2. 対象となる人

対象者は、退職手当等の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在、本市に住所のある人です。ただし、同年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人は除かれます。

また、死亡により支払われる退職手当等は、相続税の課税対象となるため市民税・府民税は課税されません。

3. 税額の計算方法

退職手当等にかかる市民税・府民税の分離課税・所得割額の計算方法は次のとおりです。

① 勤続年数5年以下の役員等

収入金額－退職所得控除＝退職所得の金額

② 勤続年数5年以下の役員等以外の方

ア. 収入金額から退職所得控除額を引いた金額が300万円以下（収入金額－退職所得控除額）×2分の1＝退職所得の金額

イ. 収入金額から退職所得控除額を引いた金額が300万円超え
150万円＋{収入金額－（300万円＋退職所得控除額）}
＝退職所得の金額

③ 上記以外の方

（収入金額－退職所得控除額）×2分の1＝退職所得の金額

◎退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下の場合	40万円×勤続年数 （最低80万円）	障がい者になったことに直接起因して退職された場合は、左記により計算した金額に100万円を加算します。
20年を超える場合	800万円＋70万円 ×（勤続年数－20年）	

注. 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げます。

退職所得の金額（1,000円未満の端数切捨て）

×税率（市民税6％・府民税4％）

＝分離課税に係る所得割額（100円未満の端数切捨て）

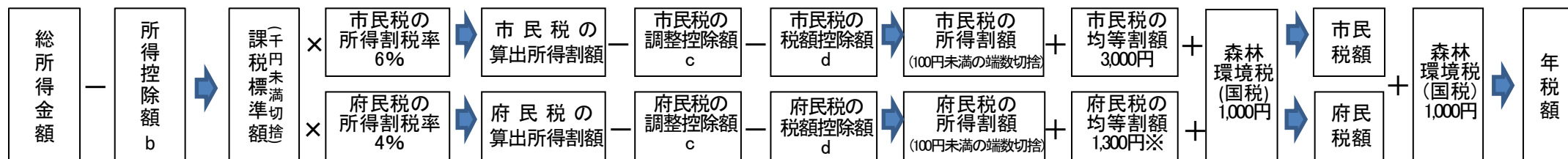
4. 『退職所得等の分離課税に係る納入申告書』の記入上の注意点

個人事業主の場合は、納入時、納入書裏面の納入申告書は無記入とし、別紙（予備の納入書裏面等）に退職手当等の明細及び個人事業主の個人番号を記入し、本市へ提出してください。その際は本人確認（個人番号カードまたは、通知カード及び運転免許証などの提示（郵送の場合コピーを同封））が必要です。

法人の場合は、納入時、納入書裏面をご利用ください。その際には法人番号を記入してください。

■ 市民税・府民税・森林環境税の算出方法

(土地・建物・株式等の分離課税に係る譲渡所得、分離配当所得、先物取引等に係る雑所得等の場合は、税額の算出方法が異なります。)



※大阪府森林環境税300円含む。

a. 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合

- ① 特別障害者に該当する
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

(2) 給与所得控除後の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = 給与所得控除後の金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円) - 10万円

b.所得控除額

◎人的控除(配偶者に係る控除は別記)

扶 養 控 除					
年少扶養親族	一般の控除対象扶養親族		特定扶養親族	老人扶養親族	
16歳未満 【平21.1.2以後生】	16歳～18歳 【平18.1.2～平21.1.1生】	23歳～69歳 【昭30.1.2～平14.1.1生】	19歳～22歳 【平14.1.2～平18.1.1生】	70歳以上 【昭30.1.1以前生】	
0円	330,000円		450,000円	同居老親等以外	同居老親等
				380,000円	450,000円
障 害 者 控 除					
一般の障害者		特別障害者		同居特別障害者	
260,000円		300,000円		530,000円	
寡婦控除		ひとり親控除		勤労学生控除	
260,000円		300,000円		260,000円	
基 礎 控 除					
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	
控除額	430,000円	290,000円	150,000円	0円	

◎配偶者控除及び配偶者特別控除

配 偶 者 控 除									
		控除対象配偶者				老人控除対象配偶者 【70歳以上 昭30.1.1以前生】			
本人の 合計所得金額	900万円以下	330,000円				380,000円			
	900万円超 950万円以下	220,000円				260,000円			
	950万円超 1,000万円以下	110,000円				130,000円			
配 偶 者 特 別 控 除									
		配偶者の合計所得金額							
		48万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下
本人の 合計所得金額	900万円以下	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円
	900万円超 950万円以下	220,000円	210,000円	180,000円	140,000円	110,000円	80,000円	40,000円	20,000円
	950万円超 1,000万円以下	110,000円	110,000円	90,000円	70,000円	60,000円	40,000円	20,000円	10,000円

◎社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除

健康保険料等の支払額

◎雑損控除

下表の①②のいずれか多い方の金額

- ① (損失額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の合計額×10%
 ② 災害関連支出の金額－5万円

◎医療費控除

医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%
 のいずれか低い金額)：(限度額200万円)

※セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択する場合
 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円：(限度額8万8千円)

◎生命保険料控除

一般、個人年金、介護医療の保障の種類ごとに、新制度、旧制度の控除額を合計する。

(新制度、旧制度の双方を申告する場合は、あわせて28,000円が限度)

算出した保障の種類ごとの控除額を合計する。(一般、個人年金、介護医療あわせて70,000円が限度)

新制度控除額算定表(区分共通)		旧制度控除額算定表(区分共通)	
支払額	控除額	支払額	控除額
～12,000円	支払額の全額	～15,000円	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

◎地震保険料控除

ア. 地震保険

支払額	控除額	支払額	控除額
～50,000円	支払額×1/2	～5,000円	支払額の全額
50,001円～	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,001円～	10,000円

※ア・イあわせて25,000円が限度

イ. 旧長期損害保険

c. 市民税・府民税の調整控除額

◎合計課税所得金額が2,500万円を超える場合は適用外

◎合計課税所得金額が200万円以下の場合

下表控除の合計額と合計課税所得金額のいずれか

少ない方の金額の5%※

◎合計課税所得金額が200万円を超える場合は次により算出

(下表控除の合計額

－(合計課税所得金額－200万円))×5%※

(5万円未満の場合は5万円)

※5%の内訳: 市民税3%・府民税2%

◎人的控除(配偶者に係る控除は別記)

控除の種類		金額	控除の種類	金額	
基礎控除		5万円	扶養控除	一般	5万円
障害者 控除	普通	1万円		特定	18万円
	特別	10万円		老人	10万円
	同居特別	22万円		同居老親等	13万円
寡婦控除		1万円			
ひとり親 控除	父	1万円			
	母	5万円			
勤労学生控除		1万円			

◎配偶者控除及び配偶者特別控除

		本人の合計所得金額		
控除の種類	区分※	900万以下	900万超 950万以下	950万超 1,000万以下
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	老人	10万円	6万円	3万円
配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
	50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円

※配偶者控除⇒配偶者の年齢・配偶者特別控除⇒配偶者の所得

d.税額控除額

◎寄附金税額控除

次のアとイの合計額	
ア. 基本控除	
(下欄①～⑤の合計額(総所得金額等の合計額の30%が限度)-2,000円)×10%※	
※10%の内訳:市民税6%・府民税4%	
ただし、下欄③⑤に該当し、かつ④に該当しない寄附金については、府民税分4%が控除され、市民税分は控除の対象になりません。	
イ. 特例控除	
(下欄の①－2,000円)×(90%－寄附者に適用される所得税の限界税率×1.021(復興特別所得税率を加算))	
・ 算出額の3/5が市民税、2/5が府民税の控除額	
・ 控除額は調整控除後所得割額の20%が限度	
※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税控除相当分を含めて控除されます。	
①都道府県・市町村・特別区への寄附金の合計	
②大阪府共同募金会、日本赤十字社の大阪府支部に対して行った寄附金で、総務大臣が承認をしたもの等の合計	
③大阪府内に事務所または事業所を有する公益法人のうち大阪府が指定した公益法人に対する寄附金の合計(府民税のみ)	
④大阪狭山市内に事務所または事業所を有する公益法人のうち、大阪狭山市が指定した公益法人に対する寄附金の合計(市民税のみ)	
⑤大阪府が条例で指定したNPO法人に対する寄附金の合計(府民税のみ)	

◎住宅借入金等特別税額控除

次により算出した額の 3/5が市民税、2/5が府民税の控除額	
前年分の所得税において平成26年から令和6年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、下欄の①－②の金額(ただし、控除限度額あり)	
[控除限度：次の※に該当しない場合は、前年分の所得税に係る課税総所得金額等の5%に相当する額と97,500円のいずれか低い方の金額 ※平成26年から令和3年入居(令和4年入居で、消費税等の税率が10%かつ一定の期間内に契約を行った場合も含む。)で特定取得、特別特定取得に該当する場合、前年分の所得税に係る課税総所得金額等の7%に相当する額と136,500円のいずれか低い方の金額]	
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等はなかったものとして計算)	
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除適用前の金額)	

◎配当割額または株式等譲渡所得割額控除

区分	市民税	府民税
配当割額または株式等譲渡所得割額控除	3/5	2/5

◎配当控除

課税所得金額 種類		①1,000万円 以下の場合		②1,000万円 超の場合	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
投資信託等	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※②の場合、1,000万円以下の部分は①を適用

■給与所得者異動届出書の記入のしかた

市へ提出する年月日を記入してください。

給与所得者の氏名・生年月日を記入してください。婚姻等により氏の変更があった場合は新姓欄も記入してください。

給与所得者の個人番号を記入してください。

1月1日現在の住所を記入してください。

1月2日以後に転居した場合に新しい住所を記入してください。

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先の名称等を記入してください。

一括徴収について、必ず記入してください。

普通徴収の場合、必ず記入してください。

特別徴収義務者の個人番号又は法人番号を記入してください。

特別徴収税額の決定・変更通知書の「特別徴収税額」の金額を記入してください。

既に徴収した月と税額を記入してください。

特別徴収税額から既に徴収した税額を差し引いた金額を記入してください。

異動のあった年月日を記入

特別徴収税額の決定・変更通知書で市からお知らせした指定番号を記入してください。

受付印

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

整理番号

給与所得者の氏名・生年月日

給与所得者の個人番号

1月1日現在の住所

1月2日以後に転居した場合に新しい住所

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は、新しい勤務先の名称等を記入してください。

一括徴収について、必ず記入してください。

普通徴収の場合、必ず記入してください。

特別徴収義務者の個人番号又は法人番号

特別徴収税額の決定・変更通知書の「特別徴収税額」の金額

既に徴収した月と税額

特別徴収税額から既に徴収した税額を差し引いた金額

異動のあった年月日

特別徴収税額の決定・変更通知書で市からお知らせした指定番号

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

旧特別徴収処理欄

新特別徴収処理欄

入力者

点検

この欄は記入不要です。

■給与所得者異動届出書の記入例

転勤等、特別徴収義務者が変わる場合

受付印

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

給与係
狭山 花子
072-366-00××

年度
1234567
892

給与
大阪狭山市町村長
令和××年
9月○○日
提出

所在地
〒589-00××

名称
大阪狭山市狭山○丁目○番地の○
○○株式会社

個人番号又は法人番号
(右詰めでご記入ください)

123○○456××789

給与
フリガナ
氏名
生年月日
個人番号
住所
1月1日現在
異動後

サヤマ タロウ
狭山 太郎
元号3
1. 明治 2. 大正
3. 昭和 4. 平成
57
年6月20日
77○○88××99△△
大阪狭山市半田○丁目○番地の×

新姓

(ア) 特別徴収税額
(年税額)
70,000円

(イ) 徴収済税額
(例) 11月10日納期限分の場合→10月分
6月分
8月分
17,800円

(ウ) 未徴収税額
(ア) - (イ)
9月分
5月分
52,200円

異動年月日
令和××年
9月1日

異動の事由
※事業主及び従業員の希望のみによる
普通徴収への切替はできません。
番号を記入
1
1. 転勤・転籍
2. 退職
3. 死亡
4. 休職
5. 長欠
6. 支払少額
7. 支払不定期
8. その他
8. その他の理由を右欄へ記入

異動後の未徴収
税額の徴収方法
番号を記入
1
① 特別徴収継続
② 一括徴収
③ 普通徴収
(本人が納付)

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先
(特別徴収義務者)

所在地
〒
大阪市中央区大手前○-○-○
フリガナ
○×株式会社

特別徴収指定番号
7654321

法人番号
987○○654××321

担当氏名
大阪 太郎

電話番号
06-63××-00○○

新しい勤務先へは、
月割額5,800円を9月分
(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
受給者番号
納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

番号を記入
① 必要 ② 不要

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

徴収予定額
(ウと同額)を
右欄に記入

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納期限)で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び② に当てはまらない場合に記入してください)

番号を記入
異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄

年度
月分以降の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他

入力者
点検

年度
月分以降の月割額は

1 特別徴収義務者を変更
2 普通徴収切替
3 一括徴収
4 その他

入力者
点検

市 町 村 処 理 欄

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

受付印

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

特別徴収に係る給与所得者異動届出書										整理番号															
提出 令和 〇〇 年 〇 月 〇〇 日 大阪狭山市市長 給与支払者 (特別徴収義務者) 所在地 〒 589-00×× 大阪狭山市狭山〇丁目〇番地の〇 〇 〇 株式会社 課係氏名電話番号内線 担当者 総務課 給与係 狭山 花子 072-366-00×× 〇〇〇 特別徴収番号 年度 1234567 891 特別徴収番号 年度 1234567 891																									
フリガナ ハンダ タロウ 氏名 半田 太郎 生年月日 元号 3 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 44 年 4 月 20 日 個人番号 4 4 〇 〇 5 5 × × 6 6 △ △ 住所 1月1日現在 大阪狭山市半田〇丁目〇番地の× 異動後												新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の徴収方法	
														6 月分から 9 月分から		令和 〇〇 年		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)					
														8 月分まで 5 月分まで		令和 〇〇 年 9 月 1 日		番号を記入 2		番号を記入 3					
												180,500円		45,500円		135,000円									

寺川教又旨定番号及下厄召番号共、寺川教又説貞快定、空更通和書（寺川教又義秀を用）
 亡ニ催忍之ニサ。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地名称	〒	特別徴収指定番号										担当氏名	新しい勤務先へは、																	
												月割額										を		月分							
																						(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。									
		フリガナ	法人番号										※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。																		
		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。										受給者番号					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					番号を記入 ←	① 必要 ② 不要								

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を 右欄に記入	円 左記の一括徴収した税額は、 	月分(翌月10日納期限)で納入します。
-------------------------------	--	-----------------------------	--	---------------------

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入 **異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。**

1 ←

1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3. 死亡による退職のため。

旧 特別 徴収 処理 欄	年度		月分以降 の月割額 は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
			月分以降 の月割額 は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度		月分以降 の月割額 は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
			月分以降 の月割額 は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

市 町 村 処 理 欄

受付印

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										整理番号									
大阪狭山市町村長										総務課 給与係									
令和 XX 年										狭山 花子									
12 月 00 日										072-366-00XX									
提出										000									
大阪狭山市狭山〇丁目〇番地の〇										年度									
〇 〇 株式会社										特別徴収指定番号									
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)										1234567									
1 2 3 〇 〇 4 5 6 X X 7 8 9										宛名番号									
										890									
										年度									
										特別徴収指定番号									
										1234567									
										宛名番号									
										890									
フリガナ										異動の事由									
コンゴウ ハナコ										※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。									
氏名										異動年月日									
金剛 花子										令和 XX 年									
生年月日										11 月 30 日									
元号										番号を記入									
3										2									
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成										番号を記入									
58										1									
年										2									
3										3									
月										△									
20										△									
日										137,500円									
個人番号										69,100円									
1 1 〇 〇 2 2 X X 3 3 △ △										68,400円									
住所										大阪狭山市金剛〇丁目〇番X号									
1月1日現在										11 月 30 日									
異動後										8. その他の理由を右欄へ記入									

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)										特別徴収指定番号									
所在地										担当氏名									
フリガナ										電話番号									
法人番号										※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。									
受給者番号										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)									
番号を記入										番号を記入									
1										① 必要 ② 不要									

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入										徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入									
1										68,400円									
1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。										左記の一括徴収した税額は、									
2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。										12 月分 (翌月10日納期限) で納入します。									

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください）

番号を記入										異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。									
1										1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。									
										2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。									
										3. 死亡による退職のため。									

市町村処理欄

旧特別徴収処理欄	年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度		月分以降の月割額は		1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書

特別徴収義務者所在地・名称変更届出書				処 理 事 項	1 現年度	2 新年度	3 両年度
(あて先) 大阪狭山市長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 ー	特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ 名 称 (氏名)		法 人 番 号			
		連絡先	係				
			氏 名				
				電 話	() ー		

誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

変 更 年 月 日		年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地 (住所)	〒 ー	〒 ー
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
名 称		
電 話	() ー 内線	() ー 内線

◎特別徴収に係る書類の送付について、上記以外の場所又は送付先の変更を

希望される場合は、下記の欄に名称・所在地等を記入してください。

送 付 先	フリガナ	
	所 在 地 (住所)	〒 ー
	電 話	() ー 内線
	フリガナ 名 称 (氏名)	

備 考

様式第 2 1 号

特別徴収切替依頼書

年 月 日 (あて先) 大 阪 狭 山 市 長		給 与 支 払 者	所 在 地 (住 所)	〒 ー		特別徴収義務者指定番号	
			名 称 (氏 名)			連絡先	
						係	
						氏 名	
						代 表 者 氏 名	
法 人 番 号							
給 与 所 得 者	フリガナ			普 通 徴 収 切 替 期 別	期別を○で囲んで下さい。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕 期以降の切替えを希望します。 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替えができません。		
	氏 名						
	受 給 者 番 号						
	生 年 月 日	年 月 日		特 別 徴 収 開 始 希 望 月	月分 (月 日納期分) から 特別徴収を希望します。		
	現 住 所			月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日までに通知が必要です。 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		
	1 月 1 日現在の住所						

(注意事項)

- ・ 特別徴収開始希望月の欄が空白の場合、提出月の翌月以降とします。
- ・ 過去の年度の課税分は特別徴収へ切り替える事はできません。

(送付先)

〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2 3 8 4 番地の 1 大阪狭山市 総務部 税務グループ

市役所使用欄

・ 年度 月から特別徴収
・ 月割額について連絡 (済 ・ 未)
(月 円、 月以降 円)
・ 口座登録 (有 ・ 無)
・ 併徴希望 (有 ・ 無)

様式第 1 4 号

市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

受付印 年 月 日 (あて先) 大阪狭山市長	申 請 (特別徴収義務者)	住 所 又 は 所 在 地					電 話 番 号	
		氏 名 又 は 法 人 の 名 称 及 び 代 表 者 氏 名					特 別 徴 収 義 務 者 番 号	
		法 人 番 号						
地方税法第 3 2 1 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例の承認を申請します。								
特例の適用を受けようとする税額		年 月以後の支払に係る給与又は退職手当等から徴収すべき市民税・府民税・森林環境税額						
申請の日前 6 箇月間の各月末の給与の支払を受けた人員及び各月の支払金額 (外書は臨時勤務者に係るもの)		年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
		年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
		年 月	(外 人)	(外 円)	年 月	(外 人)	(外 円)	
1 現に滞納している徴収金がある場合で、それがやむを得ない理由による場合には、その理由 2 申請日前 1 年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合はその年月日								
給与の支払を受ける者のうち大阪狭山市内の居住者		申請日の属する年の 1 月 1 日現在		人	申 請 日 現 在		人	